

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日港租税協定の概要と日系企業への影響】

11月9日、日本国と香港特別行政区政府の間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定」(日港租税協定)が署名締結されました。当協定により、日本と香港間の経済関係がさらに強化されるとともに、国際的な租税回避行為の防止に貢献することが期待されます。

(一) 課税関係の主なポイント

1. 投資所得の軽減税率

当協定の配当、利子及び使用料の軽減税率を中国及びシンガポールと比較してみます。

	配当所得の源泉税率	利子所得の源泉税率	使用料の源泉税率
日港租税協定	議決権 10%以上: 5% その他: 10%	政府機関: 免税 その他: 10%	5%
日中租税条約	10%		10%
日本・シンガポール租税条約	議決権 25%以上: 5% その他: 15%		10%
中国・香港租税協定	議決権 25%以上: 5% その他: 10%	7%	7%

使用料の源泉税率は中国本土及びシンガポールより低く、配当所得の軽減税率適用条件(直接または間接議決権 10%以上)も低めに設定されています。

香港から日本への配当、利子の支払について香港の域内法では源泉所得税がなく、当協定の発効にかかわらず香港がキャピタルゲイン非課税の原則を堅持する限り、従来どおり課税は生じません。日本の非居住者(香港居住者)に対する配当課税は現行法では非上場株式20%、上場株式7%ですので、当協定は香港居住者から日本への投資を促進する効果を有します。

香港を介した中国投資に関する注意点

日本の外国子会社配当益金不算入規定により、中国から日本への直接及び間接配当では源泉税の課税関係が重要なポイントとなります。中国⇒日本の直接配当では10%の源泉税に対し、中国⇒香港⇒日本の間接配当は5%と軽減となりますが、中国では香港法人が財産・権利の保有以外に実体のない香港法人に対する当該5%の軽減税率の適用を認めないとする税法規定(国税函 2009 年 601 号通達)があります。601 号通達では実体のない法人を 7 項目例示していますが、おおまかに言って、日本のタックスヘイブン対策税制の適用を受ける香港法人には、中国から香港への配当において5%軽減税率が適用されず(日本のタックスヘイブン対策税制と中国の租税条約軽減税率適用における考え方に大差はない)、10%の源泉税が課される、ということができてしまう。この場合は、中国からの直接配当も間接配当も10%の源泉税が課されるため、効果は同じとなります。なお、香港法人の法人税法上の取扱い(タックスヘイブン対策税制適用会社)としては、実態から鑑みて合算課税の適用を受けることとなりますが、香港法人の投資先(実態のある中国法人持分25%以上)から受ける配当は合算課税の対象所得から除外されるため、上記課税額の増減比較には影響しません。

したがって、香港経由の間接投資を有利なものとするためには、香港法人に実態があることが条件となります。最近、中国当局は日本法人が有する中国法人持分を香港法人に譲渡する際における譲渡所得課税認定、及び譲渡後における香港法人の実態有無の確認に目を光らせており、その影響で、従来から香港法人経由で中国に孫会社を有している場合の中国⇒香港への配当への課税関係(5%であるはず)の認定が厳しくなっている状況にありますのでご注意ください。

役員報酬及び給与所得

日本の居住者が受け取る香港法人の役員報酬は香港において課税されます。日本法人の従業員が香港で、一課税年度内において 183 日を超えず、かつ給与が日本で支払われ負担される限り、当該給与所得は香港で課税されない、いわゆる 183 日ルールが適用されることになりました。これまでの香港税法における 60 日ルールから大きく前進しています。

2. 財産譲渡収益

香港ではキャピタルゲインに課税されませんので、当協定は日本法人の有する香港の不動産、株式などの譲渡益に対して変更を与えるものではありません。香港法人が日本で得る譲渡所得については、不動産、不動産関連株式、破綻金融機関株式などの譲渡益は日本での課税を受けますが、これ以外の日本で事業を行う法人持分の譲渡益について日本での課税がなく(また香港でも当該譲渡益に対する課税がなく)、香港法人による日本への事業投資を促進する効果を有します。日中租税条約の譲渡収益(第 13 条)条項では事業法人株式の譲渡益を法人所在地国で課することができるという規定となっていますので、両条約の規定ぶりが異なります。中国企業は多く香港に関連会社を有しているため、中国企業にとっては日本への事業投資を香港関連会社経由で行うことで、将来のキャピタルゲイン課税を軽減する動きが生じるかもしれません。

3. 移転価格税制

協定第9条に「関連企業」関連の条項があり、関連企業との取引に関して、取引条件が独立企業間と異なる場合において、日本、香港の各税務当局は独立企業間価格に基づき課税を行うことができるとあります。香港の域内税法でも移転価格税制がありますので、当協定により香港での移転価格課税が始まるというわけではなく、最終的には香港当局がどこまで移転価格税制の執行を厳格に行うかによりますが、香港法人の事業内容に無関係な対価の支払、例えば卸売業と位置づけられる香港法人が、中国法人に代わり日本本社に支払う「技術使用料」や「研究開発費配賦」などについては、香港において移転価格税制の適用を受けるかもしれません。

4. 情報交換

当協定には情報交換条項(25条)が設けられており、日本または香港の税務当局が「域内における課税に無関係である状況における情報交換」を行うことができます。香港法人の行う中国等への域外投資(参考:香港法人経由で行う中国法人(持分25%未満)の譲渡益は中国で課税されず香港でも非課税)などに関する香港当局の把握する情報も交換の対象となります。

(二) 事業再編、移転価格プランニング上の注意点

日港協定の投資や使用料の軽減税率は中国本土やシンガポールより低い水準にありますので、香港に子会社を置き、中国を含む東南アジア各地に孫会社を有して、香港にて各社を統括し、投資だけでなく貿易等事業を行うことで、再投資を行う投資中心、グループ内資金供給を行う財務中心として機能させ得る可能性を秘めています。中国華南事業の再編と併せて、日港協定の意味を考えてみましょう。しかしながら、日港協定による租税減免措置の適用には制限があります。減免措置を受けることを財産・権利の移転の主たる目的とする場合、投資所得減免などの特典は与えられません。事業再編や移転価格プランニングを実行する際、ビジネス上の合理的な理由が必要です。利子の支払にも同様な規定がありますので、香港法人を財務中心とする場合には、利率の合理性を立証する客観的な資料の用意が移転価格対策上必要です。

(三) 相互協議及び「仲裁」

1. 相互協議による二重課税の解消

日本の居住者が香港において課税を受けた当該所得が日本の課税所得である場合には、日本で外国税額控除の適用を受けることができます。同様に、香港の居住者が日本において課税された税額も香港での外国税額控除の対象です。移転価格課税など、一方の税務当局の課税を受けたことによる二重課税の状況においては、日本と香港の税務当局による協議を経て、他方での税額を調整する「対応的調整」を受けることができます。こ

の場合、納税者は課税事案の最初の通知の日から3年間以内に、居住地の税務当局に相互協議の申立をしなければなりません。

2. 移転価格に関する事前確認

DIPN46(香港歳入庁運営指針第46号)は香港における移転価格税制の基礎といえます。日港協定の発効により、日本・香港間での移転価格に関する事前確認を申請することができます。現状、香港歳入庁の移転価格事案における経験と人員不足から香港当局のみと取り結ぶユニラテラル APA(Advanced Ruling)が推奨されることもあります。

3. 「仲裁」制度への期待

①相互協議の申立及び②申立の日から2年以内に相互協議による合意に達することができない場合、納税者の要請により未解決の事案を「仲裁」に付託することができます。ただし、未解決事案について日本または香港の裁判所・行政審判所が既に決定を行った場合には、事案を仲裁に付託することはできません。

議定書の規定により、納税者が仲裁を要請した場合、当局はその要請から2年以内に仲裁決定が実施されることを確保しなければなりません。日本と香港の税務当局は国際租税に関する専門知識または経験を有する3名の仲裁人から成る「仲裁委員会」を設置します。各当局が1名を選任、当該2名が任意の委員長である第三の仲裁人を任命しますが、いずれの仲裁人とも税務当局の職員であってはなりません。

「仲裁」制度の導入により、相互協議や訴訟以外の第三の選択肢が生まれることになりました。香港は英国に倣った司法制度と慣習の確立された地域でもあり、相対的に低いコストと短期間での解決(要請から2年内の合意が要請されています)を期待したいところです(日本・香港の税務問題の顕在化を期待するものではないことを念のためおことわりしておきます)。

NERA エコノミックコンサルティング
中国 総代表 鈴木康伸(公認会計士)
東京オフィス モルビン・ヨウ

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**国家情報センター 2010 年通年の GDP 成長率 10%と予測**: 国家情報センターは 19 日発表のレポートの中で、第 4 四半期の GDP 成長率は前年同期比+8.7%(前期比▲0.9 ポイント)となり、通年では+10%に達する見通しを示した。成長率が前期比で鈍化する点については、経済の減速を意味するものではなく、産業構造の調整や、省エネ・排出削減、遅れた生産能力の淘汰などポジティブな要因によるものであり、中国経済の成長力は依然として強いとしている。また、消費者物価指数(CPI)については、第 4 四半期が+3.8%、通年では目標の 3%を僅かに超えると予測。社会の受け入れ可能な範囲であるとしながらも、今後は、通貨政策を拡大から中立へと転換すべきであり、一連の価格抑制措置により物価の安定を図らなくてはならないと提言した。

◆**国務院 物価安定のための 16 措置発表**: 国務院は 20 日、物価安定のための緊急通知を発表し、農産物の増産、流通コストの削減等 16 項目の措置を実施することを明らかにした。今年 7 月以降、農産物を中心とする物価の急上昇により、一般住民の生活負担が増し、社会不安も懸念される中、今回の発表に至ったもの。具体的には以下の通り。

①農業生産に注力、②農産物と副食品の供給安定、③食品運送車両の高速道路料金の免除、④化学肥料の生産供給を保障、⑤電気、石炭、石油等の供給を保障、⑥低所得者への特別補助金支給、⑦物価連動型の社会保険料支給基準の確立、⑧政府の費用徴収の規範化、⑨生活必需品に対する必要に応じた臨時的な価格介入、⑩農産物流通市場の規範化、⑪農産物先物取引と電子商取引に対する監督管理を強化、⑫価格監督管理に関する法規の整備、⑬価格設定のカルテル行為を禁止、⑭価格の公表制度を改善、⑮米価の省長責任制と野菜価格の市長責任制の徹底、⑯価格管理の部門間連携会議制度の確立。

◆**第 3 四半期消費者信頼感指数 1 年半ぶりに下落**: 国家統計局中国経済景気観測センターと米調査会社ニールセンの共同調査によると、2010 年第 3 四半期消費者信頼感指数は前期より 5 ポイント低下して 104 となり、1 年半ぶりに下落した。消費意欲低下の原因は物価上昇としており、今後 1 年間物価上昇が続くと予想した人の割合は 76%で、前期より 6 ポイント上昇した。うち、食品価格の上昇を予想した人の割合は、前期比 10 ポイント上昇の 78%、不動産価格の上昇を予想した人の割合は、前期比 8 ポイント上昇の 62%となった。また、高所得者の信頼感指数が前期比 1 ポイント上昇の 110 となったのに対し、中所得者が同 5 ポイント低下の 109、低所得者が同 8 ポイント低下の 96 となっており、収入が少ない層ほど、物価上昇、とりわけ食品価格上昇の影響を受けていると分析している。なお、同指数は、中国の都市・農村部の消費者 3,500 人を対象に、今後 1 年間の雇用、収入、消費に関するアンケートに基づき算出されるもので、消費に対する悲観的見方と楽観的見方の分岐点は 100 となっている。

【金融・為替】

◆**人民銀行 預金準備率を 0.5%引き上げ**: 中国人民銀行は 19 日、人民元預金準備率を 0.5%引き上げると発表した。実施は 11 月 29 日。今年 5 回目(一部の銀行に対する非公式なものを除く)、11 月に入って 2 回目となる預金準備率の引き上げで、人民銀行は、流動性の管理強化と貸出の適切な調整を行うためとしている。10 月の消費者物価指数上昇率が+4.4%となり、インフレへの懸念が高まる中、今月 10 日に次ぐ短期間での再引き上げとなった。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2010.11.15	6.6371	6.6329~6.6498	6.6455	0.0085	8.0339	-0.0664	0.8565	0.0000	9.0585	-0.0115	1.7800	3157.51	30.19
2010.11.16	6.6481	6.6278~6.6518	6.6379	-0.0076	7.9768	-0.0571	0.8565	0.0000	9.0252	-0.0333	1.6700	3031.95	-125.56
2010.11.17	6.6460	6.6417~6.6512	6.6425	0.0046	7.9616	-0.0152	0.8565	-0.0000	8.9757	-0.0495	0.9400	2904.74	-127.21
2010.11.18	6.6407	6.6295~6.6432	6.6336	-0.0089	7.9717	0.0101	0.8554	-0.0011	9.0560	0.0803	2.1000	3001.49	96.75
2010.11.19	6.6385	6.6352~6.6426	6.6395	0.0059	7.9780	0.0063	0.8564	0.0010	9.1032	0.0472	2.2000	3025.50	24.01

RMB レビュー&アウトLOOK

先週の人民元相場は 6.6371 で寄り付き、16 日には週間高値となる 6.6278 まで一時上昇したが、結局は 6.64 を挟んでの動きに終始し、ほぼ寄り付きと変わらない水準の 6.6395 で越週した。但し、足元では過剰流動性に伴う懸念が高まる中、15 日には中国国家外為管理局(SAFE)が外国人の不動産購入を制限する不動産投機抑制策を、また 19 日夕刻には中国人民銀行が今年 5 度目となる預金準備率の引き上げをそれぞれ発表するなど、過剰流動性の抑制や金融緩和を正常な状態に戻す姿勢を鮮明にしつつある。こうした中、中国当局としても人民元の上昇を許容せざるを得ない状況になりつつあると思われるが、10 月の基準金利引き上げやここまでの預金準備率引き上げの効果を見極めるため、対米ドルでの人民元の上昇ペースは引き続き緩慢なものに止まるだろう。(11 月 22 日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)